○北海道警察職員分限取扱規程の運用について

令和２年３月27日
道本務第5002号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

この度、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、北海道警察職員分限取扱規程（平成15年警察本部訓令第23号。以下「訓令」という。）の解釈及び運用方針について所要の見直しを行い、新たに「北海道警察職員分限取扱規程の運用について」を定め、令和２年４月１日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、「北海道警察職員分限取扱規程の運用について」（平28．３．31道本務第6883号）は、同日付けで廃止する。

記

第１　見直しの要旨

訓令において定義する職員の解釈及び運用方針について見直しを行った。

第２　解釈及び運用方針

項　　目	解釈及び運用方針
１　定義（第２条関係）	⑴　「条件付採用期間中の者及び臨時的に任用された者」（次事項において「条件付採用者等」という。）とは、法第22条及び第22条の３第１項に規定する職員をいう。 ⑵　条件付採用者等には、法第29条の２第１項の規定により、法第27条第２項及び第28条第１項から第３項までの規定が適用されないことから、訓令の適用からも除外されるものである。
２　所属長の責務（第３条関係）	⑴　職員が法第28条第２項第１号（心身の故障）に該当する場合の休職の申立ては、負傷又は疾病による病気休暇（北海道警察処務規程（昭和45年警察本部訓令第２号）第32条の２に規定する特定病気休暇をいう。）の期間が、除外日を除いて連続して90日を超える場合に、当該期間が経過する日の２週間前までに行うものとする。 ⑵　第２項の申立ては、警察本部警務課長を経由して（札幌方面以外の方面の所属長にあっては、当該方面本部の警務課長を通じ警察本部警務課長（以下「警務課長」という。）を経由して。11の⑵の事項において同じ。）行うこと。
３　監察官の責務（第４条関係）	監察官が警務課長への通報を行うこととしたのは、監察事案の調査等の過程で把握した職員の分限処分事由についても組織的な対応を行うことを目的にしたものである。
４　警務課長の責務（第５条関係）	警務課長は、職員の事実関係の調査を行う場合においては、当該職員の所属長と連携して行うものとする。
５　警告等の措置（第６条関係）	⑴　「必要な措置」とは、法第28条第１項第１号若しくは第３号又は北海道職員等の分限に関する条例（昭和27年道条例第60号。以下「条例」という。）第１条の４第１号アの事項若しくはウの事項若しくは第１条の５の規定に該当する場合には警告等の措置を、法第28条第１項第２号又は条例第１条の４第１号イの事項の規定に該当する場合には受

	診命令の措置を行うことをいう。 ⑵　「警告等の措置」とは、警告書（別記第１号様式）の交付、弁明の機会の付与及び警告書交付後の観察を行うことをいう。 ⑶　警告書には、勤務実績の不良又は適格性の欠如と評価することができる具体的事実を記載して交付するものとする。 ⑷　所属長は、警告書を交付した場合には、職員に弁明の機会を与えるものとする。 ⑸　所属長は、警告書を交付した後においても、一定期間、指導その他の必要な措置を講じつつ、勤務実績不良の状態又は適格性欠如を疑わせる状態が改善されているかどうかについての観察を行うものとする。 ⑹　「受診命令の措置」とは、心身の故障が疑われるため、指定する医師の診断を受けるよう職員に指示したにもかかわらず、これに従わないときに受診命令書（別記第２号様式）を交付することをいう。
６　分限処分の申立て（第７条関係）	⑴　分限処分事由に該当すると認められる職員を分限処分の手続に付する必要があるかどうかの認定は、事実の調査により収集した資料を客観的かつ総合的に判断して行わなければならない。 ⑵　職員を「分限処分事由に該当すると認めるとき」の判断基準は、おおむね次のとおりとする。 ア　法第28条第１項第１号又は条例第１条の４第１号アの事項若しくは条例１条の５関係（勤務実績不良） 人事評価（法第６条第１項に規定する人事評価をいう。）又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績がよくない場合であって、指導その他の必要な措置を講じたにもかかわらず、一向にその状態の改善が認められないとき。 イ　法第28条第１項第２号又は条例第１条の４第１号イの事項関係（治癒し難い心身の故障） 長期の療養によっても治癒し難い疾患、障害その他心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき（公務上の負傷による等の特別の事情がある場合を除く。）。 ウ　法第28条第１項第３号又は条例第１条の４第１号ウの事項関係（適格性の欠如） 北海道警察職員の職務倫理及び服務に関する訓令（平成14年警察本部訓令第９号）に抵触する行為を行うなど、警察職員としての適格性を欠き、簡単に矯正することができない持続性を有する素質、能力、性格等により職務の円滑な遂行に支障があり、又は支障が生ずる高度の蓋然性が認められる場合であって、指導その他の必要な措置を講じたにもかかわらず、一向にその状態の改善が認められないとき。 ⑶　第２項第２号の「事実の調査結果を記載した書面」とは、

	分限処分事由に係る個々の事案について、仕事の取組姿勢、職務遂行状況等を具体的に記載した書面をいう。 ⑷　同項第６号の「必要な証拠書類」とは、誓約書、投書、申告書等をいう。
7　委員会の設置（第８条関係）	⑴　北海道警察職員分限審査委員会（以下「委員会」という。）は、分限処分を慎重かつ公正に行うため、警察本部長の諮問機関として設置したものである。 ⑵　委員会は、分限処分事由に係る事実の有無、分限処分適用の判断並びに分限処分の種別及び程度について、必要な審査を行うものとする。
8　審査の要求（第11条関係）	警察本部長は、委員会に審査を要求した場合において必要があると認めるときは、被申立者の所属長に対し、被申立者の勤務に関する所要の指示を行うとともに、その保管する支給品又は貸与品の返納を命ずることができる。
9　審査の通知（第12条関係）	⑴　分限審査通知書による通知は、所属長を経て行うものとする。 ⑵　所属長は、被申立者が分限審査通知書の受領を拒否したときは、その状況を書面により委員会の委員長（以下「委員長」という。）に報告するものとする。 ⑶　所属長は、被申立者が病状等により当該通知内容を理解することが困難であると認めるときは、民法（明治31年法律第９号）第725条各号に掲げる親族のうち適当と認められる者に当該通知書の写しを交付するものとする。 ⑷　「被申立者の所在が明らかでないとき」とは、被申立者宅への訪問、電話連絡、家族からの確認等によっても、被申立者の所在が判明しないときをいう。 ⑸　所属長は、被申立者の所在が明らかでないため、被申立者に対する通知を省略したときは、そのてん末を明らかにし、書面で委員長に報告するものとする。
10　証人尋問の要求（第15条関係）	証人の尋問は、警察本部警務課の担当者が行い、その結果に関する報告書を作成し、委員会の口頭審査に付すものとする。
11　分限処分（第18条関係）	⑴　分限処分書、処分説明書及び解雇予告通知書（次事項において「分限処分書等」という。）の交付は、所属長を経て行うものとする。 ⑵　所属長は、被処分者が分限処分書等の受領を拒否したときは、その状況を書面により、速やかに警務課長を経由して警察本部長に報告するものとする。 ⑶　警察本部長は、被処分者の責に帰すべき事由に基づいて免職する場合以外で、30日前に解雇予告を通知しないときは、北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年条例第149条）第９条の規定により、予告を受けない退職者の退職手当を支給するものとする。 ⑷　「受領を拒んだとき」とは、受領できる状態にありなが

	ら受領しない場合を含むものである。 ⑸　休職の発令は、辞令書を交付して行うものとし、職員の意に反して行われるものについては、併せて処分説明書を交付するものとする。
12　復職等の手続（第19条関係）	⑴　「復職の申立てに必要な書類」とは、法第28条第２項第１号による休職の場合は指定医師（１名）の診断書を、同項第２号による休職の場合は判決確定等当該刑事事件が裁判所に係属しなくなったことを認める書類をいう。 ⑵　第１項の規定による申立ては、２の⑵の事項に準じて行うこと。

※　別記様式は省略